

授業等を負担している保護者や生徒本人が一定の基準に該当する場合、授業料等の減額や免除を受けることができます。

## Point

①

## 対象者・要件

## 対象者

- ・ 3年(定時制課程は4年)を超えて在籍している生徒で授業料等を負担している方
- ・ 就学支援金が不認定となっている方で、失職等により家計が急変した方

## 要件

裏面の「授業料減免確認フロー」で確認できます。

## Point

②

## 申請方法

① 問合せ先に連絡  
(TEL: 082-222-3015)



② 申請書を受領



③ 申請書を記入、  
必要書類を封入



④ 学校へ提出



## Point

③

## 減免の開始時期

4月から授業料減免を希望する場合は、4月末日までに申請する必要があります。

5月以降の申請については、申請があった月の翌月分から減免対象となります。



- 授業料を正当な理由なく長期間納入されない場合は、「出席停止処分」や「退学処分」となる場合があります。
- 経済的な理由等で授業料の納入が困難な場合は、早期に問い合わせください。

## - お問合せ先 -

広島県教育委員会事務局 学びの変革推進部 教育支援推進課 就学支援係

電話：082-222-3015 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

メールアドレス：kyuishinkou@pref.hiroshima.jp

# 授業料減免確認フロー

保護者等が**生活扶助**を受給している

はい

いいえ

定時制課程に在籍する生徒で、  
**身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳**の交付を受けている

はい

いいえ

**授業料全額免除基準に該当**する ※下記一覧表参照

はい

いいえ

傷病、失職、その他の理由により  
**収入が得られなくなった**又は**著しく減少した**

はい

いいえ

生徒の保護者等が次のア～ウのいずれかに該当する  
ア 個人事業税が減免又は市町村民税が**非課税・免除**の場合  
イ **国民年金掛金が免除**されている場合  
ウ **国民健康保険の保険料が免除**されている場合

はい

いいえ

定時制課程に在籍している**勤労学生**

はい

いいえ

**全額**免除

**半額**免除

**3/10**免除

・交通遺児や母子家庭の場合でも授業料減免を受けられる可能性があります。  
・詳細は表面の問合せ先に御連絡ください。

## 「授業料全額免除基準」年収目安一覧表

世帯構成		年収見込(目安)
2人世帯	父または母、高校生	200万円未満
3人世帯	父または母、高校生2人	270万円未満
	両親、高校生	220万円未満
4人世帯	両親高校生2人	270万円未満
5人世帯	両親、大学生、高校生2人	300万円未満

